

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富士市	浮島地区	令和2年3月17日	令和3年3月1日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	120ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	87.6ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	37.1ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	29.7ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

パイプライン等の給水設備の老朽化もあり、場所によって耕作が困難な箇所が出てきている。圃場整備をしなければ、今後新たな担い手の受け入れや規模拡大や集約化をしていくことが難しい状態にある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

65才以上の耕作者の農地が、比較的1工区に多くあるため、5～10年後に農地に空きが出てきた場合に集積協議会で配分に関する取り決めた順位にて集約化できるよう中間管理機構を通して配分を進める。

2工区は沼津在住の耕作者が多いため、今後、地区内の中心経営体として担ってくように情報の収集と及び声掛けをし、農地の集約化を進める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		茶・水稲	1.5 ha	茶・水稲	2 ha	
		茶・水稲	1.2 ha	茶・水稲	2.2 ha	
		水稲他複合	0.5 ha	水稲他複合	1.5 ha	
認農		水稲他複合	5.4 ha	水稲他複合	6.4 ha	
認農		水稲他複合	1.3 ha	水稲他複合	1.8 ha	
		水稲他複合	2.2 ha	水稲他複合	2.3 ha	
認農		水稲他複合	4.5 ha	水稲他複合	6.5 ha	
認農		水稲他複合	4.3 ha	水稲他複合	5.3 ha	
認農		水稲他複合	6.8 ha	水稲他複合	7.8 ha	
		水稲他複合	2.2 ha	水稲他複合	2.7 ha	
		水稲他複合	2.5 ha	水稲他複合	2.8 ha	
		水稲	4 ha	水稲	4.5 ha	
		水稲他複合	1.1 ha	水稲他複合	2.1 ha	
認農		水稲他複合	4.1 ha	水稲他複合	4.6 ha	
		茶・水稲	1.3 ha	茶・水稲	3.3 ha	
		水稲他複合	1.2 ha	水稲他複合	1.7 ha	
		茶・水稲	0.8 ha	茶・水稲	3.8 ha	
		水稲	0.4 ha	水稲	1.7 ha	
認農		茶・水稲	0.1 ha	茶・水稲	1.1 ha	
		水稲他複合	0.7 ha	水稲他複合	4.7 ha	
		茶・水稲	1.3 ha	茶・水稲	2.3 ha	
		水稲	2 ha	水稲	2.5 ha	
		水稲	0.5 ha	水稲	1.5 ha	
認農		水稲	1.2 ha	水稲	1.7 ha	
		水稲他複合	0.4 ha	水稲他複合	0.9 ha	
		水稲	0.7 ha	水稲	1.2 ha	
		茶・水稲	0.8 ha	茶・水稲	1.3 ha	
認農		水稲他複合	0.7 ha	水稲他複合	1.4 ha	
		水稲	0.7 ha	水稲	1 ha	
		水稲	0.7 ha	水稲	1.2 ha	
		水稲	1.1 ha	水稲	1.6 ha	
		茶・水稲	0.6 ha	茶・水稲	1.1 ha	
計	32人		56.8 ha		86.5 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
- 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
- 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、45筆、54,542㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

浮島地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、積極的に農地を機構に貸し付けていくように働きかける。

中心経営体への農地集約化方針

中心経営体が高齢等で営農の継続が困難になった場合や、縮小していく際には、中間管理機構の機能を活用し、農地を中心経営体へ集約化を進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。

県営事業の活用への取組方針

パイプライン等の設備改修等を実施し、浮島地区の水田を農地として残していくため、県営事業等の補助事業を活用する。そのために、中間管理機構を通して、農地の集積化を進める。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。